

平成十八年六月八日提出  
質問第三二一一号

「平和に対する罪」に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

「平和に対する罪」に関する質問主意書

- 一 極東国際軍事裁判における「平和に対する罪」とは何を意味するか。
- 二 侵略の定義如何。
- 三 国際連盟から他国に対する侵略を理由に除名された国家が存在するか。
- 四 他国を侵略することは「平和に対する罪」に該当するか。
- 五 一九四五年八月八日、当時有効だった日ソ中立条約に反して、ソ連は対日宣戦を行ったが、かかるソ連の行為は国際法に合致するか。
- 六 太平洋戦争において、日本はソ連から侵略されたと政府は認識しているか。
- 七 日ソ中立条約に反して対日戦争を行ったソ連こそが「平和に対する罪」を犯したと思料するが、政府の見解如何。
- 八 日ソ中立条約に反して対日戦争を行ったソ連が極東国際軍事裁判において原告としての身分を有したことを政府は正当と考えるか。
- 九 太平洋戦争において、日本国家はソ連との関係で「平和に対する罪」を犯したと政府は認識している

か。

右質問する。